角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務委託仕様書

1　業務の名称

角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務

2　業務の目的

本市では、令和７年１０月に新たな産業の創出による魅力ある就業機会の創出と市内産業の多角化を図り、持続可能な地域経済を実現することを目的として、宇宙関連産業の集積・振興による宇宙開発拠点としての地位の確立に向けた将来像と想定される取組の方向性を提示する「かくだ宇宙関連産業振興ビジョン」を策定した。このビジョンに基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「ＪＡＸＡ」という。）角田宇宙センターの技術的基盤を起点とした宇宙関連産業の集積・振興に取り組むこととし、その中核的な取組として、民間のノウハウや資金を活用した宇宙関連産業の集積拠点形成の早期実現を目指している。当該集積拠点は、ＪＡＸＡ角田宇宙センターの施設を利用する、又は同センターとの共創に取り組む企業等を主な対象とし、研究開発や試験等に必要な拠点となる施設として整備することを想定するものである。本業務は、宇宙関連産業の動向やニーズを把握するとともに、当該集積拠点に必要な設備、機能等を踏まえた構想及び民間資本の活用を含む財源確保を考慮した整備・運営方法等を検討し、当該集積拠点形成の実現を図ることを目的とする。

3　委託期間

契約締結日の翌日から令和８年９月３０日まで

4　業務内容

宇宙関連産業に関する本市を取り巻く状況を踏まえ、民間事業者の専門的なノウハウや資金を活用した魅力的な集積拠点形成の実現可能性を検討するため、概ね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は、受託者の企画提案に基づき、本市と受託者との協議により変更する場合がある。

（１）業務計画の作成

本業務の目的を達成するための業務計画を作成する。

（２）宇宙関連産業の動向及びニーズ調査

集積拠点の整備に向けた検討にあたり、前提となる宇宙関連産業の動向や拠点設置に関する企業等のニーズを調査する。

① 宇宙関連産業動向調査

国内における宇宙関連産業の市場動向、宇宙関連施設の立地状況、他自治体の取組等を整理し、本市のポジショニングを調査する。また、調査にあたっては、ＪＡＸＡ角田宇宙センターが有する技術的基盤を踏まえた、本市と同センターとの連携可能性及び宇宙関連産業以外の産業分野における活用可能性についても検討するものとする。

② 拠点設置ニーズ調査

宇宙関連産業及びＪＡＸＡ角田宇宙センターの技術的基盤を活用する可能性のある産業分野

の企業・団体等における本市への拠点設置に関するニーズの調査・分析を行う。

・調査対象

宇宙関連企業、大学等の研究機関、その他ＪＡＸＡ角田宇宙センターが有する技術的基盤の活用可能性がある企業・団体等

・調査方法

調査対象へのヒアリング等により行う。

（３）基本構想の検討

（２）の調査・分析結果を基に、必要な施設の規模、設備、機能等を踏まえた集積拠点の基本構想を立案する。

① 施設コンセプトの提案

ターゲットとする企業・団体等を明確化するとともに、本市の独自性・優位性を活かした施設のコンセプト及びブランドイメージを提案する。

② ハード機能の提案

施設の設置場所、規模、設備（オフィス、会議室、作業スペース、実験室、倉庫等）の仕様とレイアウト案を提案する。

③ ソフト機能の提案

ＪＡＸＡ角田宇宙センター、大学等の研究機関、地元企業等との連携や、資金調達支援、コミュニティ形成を促進するイベントや交流プログラム等、ターゲットとする企業・団体等が求めるソフト面の機能を提案する。

（４）整備・運営方法及び事業スキームの検討

（３）の基本構想を踏まえ、集積拠点の整備・運営手法及びその収支計画（整備費、整備スケジュール、ランニングコスト等）を検討し、民間資本の活用を含む財源確保を考慮した事業スキームを提案する。

① 整備・運営方式の提案

各種方式（直営、指定管理者制度、ＰＦＩ等）のメリット・デメリットを比較検討し、本市に最適な整備・運営方式を提案する。

② 事業収支計画の策定

初期投資（整備費）及びランニングコストの概算、賃料や利用料等の収入見込を踏まえた長期的な事業収支シミュレーションを行い、持続可能な運営に向けた収益確保策を提案する。

③ 事業スケジュールの作成

設計、建設、開設準備、運営開始までの段階的なマイルストーン及びスケジュール案を作成する。

④ 財源確保の方向性の提案

活用可能な補助金等の支援制度の調査、民間資本の活用可能性の検討を行い、集積拠点形成に向けた財源確保の方向性を提案する。

（５）報告書の作成

本業務における調査、検討結果等について、包括的に取りまとめた業務報告書を作成する。

5　打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市との打合せを適宜行い、業務進捗を定期的に報告するとともに、随時、本市の求めに応じて本業務に係る情報を提供すること。

6　成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ印刷物１部及び電子データを納入するものとする。なお、電子データは、編集可能な形式及びＰＤＦ形式の２種類とすること。

（１）業務報告書

（２）その他業務上作成した資料一式

7　成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。また、成果品の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。

8　再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

9　留意事項

（１）業務の履行にあたり、関係法令及び市の条例等を遵守すること。

（２）受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（３）受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに本市に報告し、最善の処理を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理するものとする。

（４）業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他の必要な措置を行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

（５）本仕様書に定めのない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。